# 細 則

## 第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料	3,300円(税込)	

2. 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に現金に て支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手 数料は返還しないものとする。

## 第2条 月会費

1. 本クラブの会費の月額(当月1日から当月末日まで) は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費 (税込)
正会員	11,550円
家族会員(2名)	20,900円
家族会員(3名)	31,350円
家族会員(4名)	41,800円
家族会員(5名)	52,250円
パパママ会員	5,500円

- 2. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を現金で支払うものとする。
- 3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分 の会費を預金口座振替、または自動払込の方法によ り支払うものとする。なお、26日が金融機関の休 業日の場合、翌営業日とする。
- 4. 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

#### 第3条 家族会員の追加

 家族会員は、正会員の同居の親族を家族会員に追加 することができるが、この追加に伴う登録手数料は、 追加家族会員1名あたり次の通りとし、5名までを 限度とする。

登録手数料 3,300円(税込)

 前項の登録手数料は、会則第6条に準用する。月会 費等の支払いについては、本細則第2条第3項の規 定に準用する。

# 第4条 パパママ会員

1. パパママ会員の入会資格は、本スクールに在籍する ジュニアスクール会員の保護者(一親等までの同居 親族)とし、入会に伴う登録手数料は、1名あたり 次の通りとする。

登録手数料 3,300円(税込)

- 2. 前項の登録手数料は、会則第6条に準用する。月会 費等の支払いについては、本細則第2条第3項の規 定に準用する。
- 3. 第1項の条件に該当しなくなった場合、パパママ会員の会員種別では利用継続できないこととする。

### 第5条 変更手数料

会則第10条における変更手数料は、本クラブは徴収いたしません。

## 第6条 会員証の再発行

会則第15条第4項における会員証の再発行料は、1会 員証につき1,100円(税込)とする。

# 第7条 入会手続きに必要な書類

本クラブに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を 提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- 4)通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他本クラブが定める必要書類など

# 第8条 営業時間及び休館日

1. 本クラブの営業時間は次の通りとする。

平 日	10:00~22:00	
土 曜 日	10:00~21:00	
日曜・祝日	10:00~19:00	

 毎週火曜日はクラブ休館日とする。なお、その他、 休館日は本クラブが別途営業カレンダーによって 定めるものとする。

## 第9条 改正

本細則の改正は、本クラブが必要に応じて行うものとし、 その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改 正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本 クラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページに て会員に告知するものとする。

#### 第10条 本細則の発効

本細則は2021年8月1日より発効する。